

平成20年度 第3回 府中市景観審議会会議録

- 1 開催年月日 平成20年7月17日(木) 午後3時開会
午後5時10分閉会

2 出席者(五十音順)

- (1) 審議会委員
- | | | |
|---|---|----|
| 饗 | 庭 | 伸 |
| 加 | 藤 | 幸枝 |
| 杉 | 山 | 恵美 |
| 高 | 谷 | 時彦 |
| 竹 | 内 | 章 |
| 田 | 中 | 友章 |
| 田 | 村 | 晴子 |
| 中 | 根 | 勝士 |
| 横 | 山 | 貫治 |

3 議事日程

- 日程第1 府中市景観ガイドライン(案)について
日程第2 府中市景観賞(案)について
日程第3 その他

4 議事

(I) 日程第1について

【審議結果】 継続審議とする。

審議会意見

ア チェックリストについて

- ・ チェックリストの届出は、東京都屋外広告物条例の届出及び建築基準法の工作物申請前に行う。
- ・ チェックリストの様式を、次回提示する必要がある。
- ・ チェックリスト届出前の事前相談は、先進市を参考にした方が良い。

イ 「景観のルールをつくる」とは、景観協定等を締結することである。

ウ 屋外広告物条例では抑制が難しいため、ガイドラインで誘導し、目指すべき目標に近づける。

エ 指針を示す際には、地区ごとに現状と課題、望ましいあり方(目指すべきもの)を整理した上で位置付ける必要がある。

オ 広告物の大きさ、位置、色、質感など、具体的な数値を明記する必要がある。

カ ガイドラインの色彩の項目について、最初のページで建物やまち並み

への配慮を求めることが記述してあり、次のページでイメージの記述がしてあり、繋がりが分からない。

キ 構成について

- ・ 記述の仕方、構成を再検討する必要がある。
- ・ 目的や役割の部分など、文章を簡潔にする必要がある。

ク 種類別ガイドラインにおいて、固定的な屋上広告物及び壁面広告物と、非固定的な広告旗やバナー広告等は区別して考える必要がある。

ケ 「府中らしい景観」とは漠然としているため、「府中の良好な景観」等と表現を改めた方が良い。

コ ガイドラインで何がしたいのか、イメージを明確にする必要がある。

サ 屋外広告物について調査・分析した結果を示す必要がある。

シ コーポレートカラーについて

- ・ 企業の本社とコーポレートカラーについて協議する必要がある。
- ・ コーポレートカラーが周辺の色彩と調和しない場合、誘導はどこまで行い、どのように改善を求めるのか（折り合い面）が問題である。

ス 広告物の質を高いものにするための項目が、「地震・災害に強い広告物」、「交通安全への配慮」、「維持管理」、「掲出の特例」の4項目だけで良いのか、再検討する必要がある。

セ 広告物を単体で見た場合、群で見た場合での、指針や調和の概念を示す必要がある。

ソ 屋外広告物の助成制度がある公共団体があるため、助成について検討が望まれる。

タ 共通ガイドラインについて、どう配慮するべきか、具体的な手法や指針を示す必要がある。

チ 夜の広告物について、どのように誘導するか明記する必要がある。

ツ 次回は内容がある程度確定したものを審議する。

(2) 日程第2について

【審議結果】 継続審議とする。

審議会意見

ア 「取り除く景観」という表現ではなく、「改善された景観」等に表現を改めた方が良い。

イ 平成21年度に景観賞を実施する理由は、市制施行55周年の記念ではなく、景観行政団体になり、景観計画を策定し、景観条例を改正したためであるということをもっと強調するべきである。

ウ 景観賞を継続的に行うことは良いことであるが、今審議しているような構成のものを毎年行うのは大変であるが、簡単な構成のものであれば、毎年少しずつでも応募していただき、また、段々グレードが上がるのが分かる様な仕組みにすると、市民も事業者も景観づくりにやる気が出るのではないか。

エ 景観賞は、景観そのものを賞するだけではなく、その景観づくりを行

っている人や地域の活動を賞するべきである。そうすれば、活気が出て継続性が増すのではないか。

オ 景観賞を賞した後、今後何に繋がるのか、どう維持・管理していくべきかの方向性を示す仕組みづくりが必要である。

カ 市民と行政が一体となって景観をつくっていかなければならず、選ぶ側にも責任はあるので、それを伝えるような位置付けをしていかなければいけない。

キ 参考として、平成16年度に行われた第1回景観賞の概要を示す方が選ぶ機軸となるので、示す事が望ましい。

ク 第1回景観賞で賞したものについては、平成18年度に景観ガイドマップに反映している。

ケ 景観シンポジウムについて、審議会審査物件発表とあるが、誰の応募によるものか。市・市民・事業者の3者の協力によって完成したものであるので、市民にどれだけ伝え、どれだけ成果を認めてもらえるかということが大切である。

コ 景観賞の位置付けとして、審議会審査案件、活動支援、かつて顕彰したものが現在はどうなっているか（事後評価）という3点を網羅するような位置付けにする必要がある。

サ 申込み用紙の記入例を示し、属性がもう少し分かるような形に工夫する必要がある。

(3) 日程第4「その他」

8月、9月の開催日について日程調整を行った。

以上、会議の要旨を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

副会長 高谷時彦

委員(杉山委員) 杉山恵真